

(電子メール施行)
農技第1267号
令和元年9月20日

各関係機関長 様

兵庫県病害虫防除所長

病害虫発生予察防除情報第4号を下記のとおり発表したの送付します。

県下の広い地域でトビイロウンカの発生が確認されています。各地域においては本種の発生状況を確認し、適切にご指導をお願いします。

令和元年度 病害虫発生予察防除情報 第4号
トビイロウンカの発生状況と防除対策について

- 1 対象作物 水稲（普通期栽培）
- 2 病害虫名 トビイロウンカ
- 3 発生地域 県東部、西部、南部
- 4 発生程度 やや多い
- 5 発生状況について
 - (1) 当所が8月下旬から9月上旬にかけて実施した発生状況調査では、本種の発生ほ場率は33%（18/54ほ場）であり、過去に防除情報を発表した平成21年同時期の25%と比較して同等～やや多い状況にある。一方、虫数は0.2頭/10株（成幼虫数・払落）であり、10月中～下旬の収穫を想定した場合の要防除密度（20頭/10株）より少ない。
 - (2) 予察灯における初飛来の確認は8月12日（南あわじ市）であった。上記調査における発生虫の齢構成は、短翅型雌成虫2割、その他長翅型成虫4割、幼虫4割であり、また高い密度に至っていないことから8月上～中旬に飛来した個体群の次世代虫（第1世代）の発生が中心と推測される。
 - (3) 早期の作型では、5月下旬～6月上旬に飛来を受けたと考えられる一部のほ場で8月下旬以降に坪枯れの発生がみられている。また、南部を中心に6月下旬～7月上旬に飛来を受けたと考えられるほ場において、9月中旬以降局所的に坪枯れがみられている。
 - (4) 8月に飛来を受けたほ場では、9月下旬から第2世代幼虫の出現が予想されるが、普通期栽培を含む多くの作型では坪枯れを引き起こす第3世代虫の出現までに収穫期を迎えるので、深刻な被害につながる可能性は低いと考えられる。しかしながら、

3割を超える発生ほ場率が示すように、8月の飛来が広い範囲に及んでいることから、今後の発生状況には注意が必要である。また、局所的ながら6～7月までに飛来を受けたほ場において適正な防除が行われていない場合は、坪枯れに至る可能性が高い。

- (5) 今後の1か月予報によると、気温が高めで推移するとされており、本種の増殖が助長されるおそれがある。平成25年には、9月下旬の気温が平年より約1.5℃高く、10月上旬においては4℃以上高かったため本種の発育が加速され、第3世代の出現が約10日短縮（シミュレーションによる）された結果、収穫直前に坪枯れが発生するという事態も生じている。

6 防除対策について

- (1) 「きぬむすめ」、「山田錦」、「ヒノヒカリ」等の普通期栽培品種では、発生状況を確認し、それに応じた対応が必要である。特に、これまで一度も防除を実施していないほ場や、苗箱処理剤のみのほ場では多発している可能性が高い。
- (2) 本種は同じほ場内でも局所的に発生する傾向がある。確認にあたっては、ほ場で少なくとも3カ所（計100株）以上を調査し、ほ場全体の発生状況を把握する。雌成虫および幼虫は株元にいるので、株をかき分けての目視調査も有効である。成・幼虫の合計が株あたり2頭を超えかつ収穫まで1か月以上ある場合は、ただちに薬剤防除を実施する。
- (3) 無人ヘリ等による散布では薬液が株元に到達しにくいため、十分な効果が得られないことがある。防除効果を得るためには、薬剤が株元まで届くような薬剤の選定と処理方法に配慮する。粒剤を使用する場合は、処理後の湛水状態を少なくとも数日間保つようにする。
- (4) 前述のとおり、8月に飛来を受けたほ場では9月下旬から第2世代幼虫の出現が予想される。防除は幼虫の出現を確認してから実施することが望ましい。
- (5) 薬剤防除を行う場合は、病害虫・雑草防除指導指針（兵庫県農薬情報システム）等を参考に選定し、農薬使用基準を守ること。
- 兵庫県農薬情報システム (<http://www.nouyaku sys.com/nouyaku/user/top/hyogo>)